

別添資料

1 構造改革特区で三度却下された事実と内容

○1回目

H19.11 第12次提案 「農地を養鯉池にする際の転用の緩和」

農地を養鯉池として利用する場合、農地としての利用と同等とし、転用を免除する。

H19.12 国回答

農地を養鯉池として整備する行為は、農地を農地以外のものにする行為に当たることから、農地法に基づく農地転用の許可を得ることが必要。なお、優良農地について、例外的に認めることもある。

H19.12 再検討要請

農用地区域内での養鯉池を、永久転用の許可は可能か。

H19.12 国再回答

転用は認められない。農用地区域内の除外手続きが必要。一時転用は可能。

H20.1 再々検討要請

農用地区域の除外をせずに点在する養鯉池を恒久的転用することはできないか。

H20.3 国再々検討回答

農用地区域の農地を養鯉池として恒久的に利用することは認められない。

○2回目

H21.11 第16次提案 「農地を養鯉池にする際の農地転用の許可不要」

耕作放棄地になる可能性のある農地及び既に水田養鯉池として利用されている農地を限定条件に、養鯉池に使用する場合、地目を農地のまま使用する規制緩和

H21.12 国回答

形質には何ら変更を加えないでその農地を使用する場合であっても、当該農地を耕作の目的に供しないものは農地を転用する場合に該当する為、養鯉池に使用の場合は、農地転用の許可を得ることが必要である。農地法上、農地に該当するか否かは、土地の現況によって判断するのであって土地の地目によって判断するものではない。

H21.12 再検討要請

構造改革特区の提案の趣旨では、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定地域を設けて、規制改革や地域活性化を推進するものとあり、提案は、現行法での規制を構造改革特区による規制緩和により、錦鯉生産の維持発展を図るとともに過疎化の進行停止、耕作放棄地の解消に結びつけていきたい提案であることの理解をしてもらいたい。対象とする耕作放棄地は、市が認める21年度現在すでに耕作放棄地となっている農地に限定し、今後発生する耕作放棄地は対象にしないことを意

見とし、中越大震災で傷ついた地域の再生のために規制緩和をお願いする。

H22.1 国再検討回答

農地法の農地を農地以外のものにすることに該当し、農地の転用の制限の対象となることから、許可を得なくてはならない。なお、農地の転用の制限を行うのは優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認められないためである。

○3回目

H22.3 第17次臨時提案 「農業用施設用地の範囲の拡大」

養鯉池を農用区域内で使用できるよう、法律における養畜の業務のために必要な農業用施設用地の解釈の拡大

H22.3 国回答

養鯉業は耕作又は養畜の業務に該当せず、養鯉業のための必要な施設（養鯉池）の用に供される土地は、「農業振興地域の整備に関する法律」の農業用施設の用に供される土地には該当しない。なお、具体的な土地利用の状況等によって、養鯉池の設置に係る土地利用調整について検討を行える可能性もあることから、担当部局に相談いただきたい。

H22.4 再検討要請

養畜の業務とは、文献では「家畜を養うこと」と示されており、また、「家畜」とは「人間が利用するために飼育する動物」と示されております。当市の錦鯉の生産は、農耕用の家畜として育ててきた牛を闘牛として発展してきたものと同様に、当市では錦鯉の生産も貴重なタンパク源として育ててきた鯉が突然変異により、錦鯉として発展したもので、正に養畜として行われてきた鯉の生産から発展したものです。錦鯉を「養畜の業務のために必要な農業施設」として位置づける解釈の拡大を規制緩和により行うことで、中越地震により疲弊した地域を再生したく、再度検討をお願いするとともに、具体的に相談させていただきたい。

2 震災での特例措置（農地法第5条による一時転用）

- 平成16年10月に発生した中越大震災により、特に中山間における養鯉池が被災した。
- このため、農地法第5条による一時転用許可を受け平成17年7月仮設養鯉池を小千谷IC近くに整備した。
- 経過
 - 【当初】H17.4.1～H20.3.31（3年間）
 - ・新潟県としては、1回の期間延長はやむを得ないとの判断。
 - 【延長】H20.4.1～H23.3.31（3年間）

- ・一時転用期間の終期が迫る中、養鯉業者は永久転用を望んでいたが、地権者の同意が得られず、地権者に返還することとなる。
- ・当該地は、農業振興地域農用地区であるため、農振除外の上永久転用するには、地元の同意が必要であるが、水田耕作者と畑地所有者（譲渡者）で意見がまとまらない。水田耕作者からの同意が得られず。
- ・このような背景から当時の特区申請は、農振除外をせず養鯉池で使用したいと検討したもの（H20.1.25 農業委員会総会での談）。

【転用地】

小千谷市大字両新田地内 畑 56 筆 82,908 m²

3 養殖の時期やハウス構造

○養殖時期

春季（4月下旬～5月頃） 産卵・孵化

夏季（5月～10月） 養鯉池での選別・飼育

秋季（10月～11月） 養鯉池からの取上。

冬季（11月～4月） 越冬施設（ハウス）での飼育・販売

- 生産環境の発展に伴い養鯉池での越冬からハウスでの越冬に変化した。体の小さい当歳魚（その年にふ化した魚）をより多く越冬させることが可能となった。

○ハウスの構造

豪雪地のため軽量鉄骨造が多く耐雪を考慮したものが多い。上屋の温室は、ポリカーボネイト波板で覆い日光を多く取り入れている。基礎部分には、鉄筋コンクリートによる生簀（水槽）が整備される。

